

## ツキノワグマ出没警報発令に伴う研修中の対応について

「ツキノワグマ出没警報（令和7年9月11日（木）～12月15日（月）」発令に伴い、安全確保のため、年内の研修につきましては以下の取扱いにより実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象研修

- (1) 新規採用職員（後期）研修 第4回～第8回
- (2) 基礎力アップ研修 第5回～第7回
- (3) 応用力アップ研修 第4回～第8回
- (4) 実行力アップ研修 第5回～第8回
- (5) アート思考講座
- (6) 政策形成実践研修（短期研究会）

#### 2 研修中の対応

- (1) 研修中の外出は、原則として御遠慮いただきます。
- (2) コンビニ及び施設内駐車場への外出は、昼休み（12:00～13:00）のみとします。
- (3) 研修センター内体育館の使用は禁止とします。
- (4) 研修センター敷地内で爆竹等による熊よけ対策を実施しますので御承知おきください。
- (5) 公共交通機関（福島交通バス）利用者は、集合後、揃って帰庁いただきます。

#### 3 研修担当者様へ

- (1) 外出が制限されますので、宿泊に必要な物は忘れず携行するよう研修生にお伝えください。特に必要な薬は必ず持参するようお願いいたします。（薬機法第24条の規定により、医薬品の提供はできません）
- (2) 状況により研修が途中で中止となった場合の帰りの交通手段確保について御配慮ください。

#### 4 当センターの安全確保の取り組み

- (1) 敷地内での定時爆竹実施
- (2) 敷地内での獣除け線香実施
- (3) 熊鈴の貸し出し
- (4) 自動ドアの原則封鎖（研修初日受付時及び最終日退庁時のみ解錠）
- (5) 熊を誘引する可能性のある樹木の伐採